

44. 甚目寺町

【陳情事項】

【1】憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

平成17年度末に策定した第二次甚目寺町行政改革大綱の基本方針の一番に住民満足度の向上を掲げている。特に町単独事業で実施している小学校修了までの医療費支給事業については、町財政の状況を勘案しながら可能な限り継続していきたいと考えている。以上のように社会保障施策の充実に向けての基本姿勢を堅持していきたい。

★【2】以下の事項については、市町村が住民サービス向上の視点にたって臨めば、実施可能なサービスですので、未実施の施策があれば、速やかに実施してください。

①住宅改修、福祉用具の受取代理(受領委任払い)制度を実施してください。

【保険医療課回答】

受領委任払い制度では、利用できる業者が市町村と契約(登録)した業者のみとなり、利用者の選択範囲が狭められるので、現在のところ実施は考えていない。

②障害者控除の認定にあたって、次の3点を実施してください。

ア. 介護保険のすべての要介護認定者を「障害者控除」の対象としてください。

イ. すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

ウ. 「障害者控除認定書」を交付した人については、対象者の障害事由の変更・消滅がなければ、翌年以降は、認定書がなくても障害者控除の対象となることを周知してください。

【保険医療課回答】

平成18年度に要介護4・5の人に対し案内通知を送り、障害者控除の申請を勧めた。なお、本年度からは申請時の書類(医師の診断書等)を不要とするような対応を考えている。

また、認定書を交付した人については、対象者の障害事由の変更・消滅がなければ、翌年以降の申請を必要としていない。

③福祉給付金の支払いは、現物給付(窓口無料)にしてください。当面、自動払いしてください。

【保険医療課回答】

自動払いについては昨年11月から実施している。

④老人保健の「現役並み所得者」の認定に当たっては、課税所得が145万円以上であっても、収入基準(夫婦世帯520万円、単身383万円)に満たない高齢者については、申請がなくても、自動的に「現役並み所得者」から除いてください。少なくとも、「基準収入額適用申請書」を個別送付してください。

【保険医療課回答】

現在のところ実施の予定はないが、個別には通知を送付している。

⑤2008年4月から実施される「高額医療・介護合算療養費」の払い戻し手続きは、毎回の申請に係る負担を軽減するために、申請を初回のみとし、2回目からは自動払いとしてください。

【保険医療課回答】

検討中である。

⑥子どもの医療費助成制度を償還払い実施している場合、現物給付(窓口無料)にしてください。

【保険医療課回答】

医療費助成制度は現物給付を原則としている。

⑦国民健康保険の保険料(税)2割軽減および市町村独自の減免制度について、減免対象者が把握できる世帯には自動適用または申請書を個別送付するなどの方法で申請漏れのないようにしてください。

【保険医療課回答】

国保税の2割軽減対象世帯には申請書を送付している。来年度からは自動適用を予定している。

⑧出産・育児一時金の受取代理(受領委任払い)制度を実施していない市町村は実施してください。

【保険医療課回答】

すでに実施している。

【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

①保険料・利用料減免、介護サービス改善のための費用を一般会計から繰り入れてください。

【保険医療課回答】

介護保険では、一般会計から繰り入れることが出来る内容について限定されている。

②介護保険料について

★ア. 低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

イ. 減免に際して預貯金や不動産の所有を理由にして対象者を狭めないでください。

【保険医療課回答】

保険料賦課については、平成18年度から6段階制に変更し、より所得状況に配慮した方法となっている。また、課税時に減額されているので、今のところこれ以上の減免は考えていない。

③利用料について

★ア. 低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。

イ. 低所得者の高額介護サービス費の限度額を引き下げてください。

ウ. 2005年10月からの居住費・食費の全額自己負担に対し、国の軽減措置の拡充と市町村独自の減免制度を設けてください。

【保険医療課回答】

利用料減免の拡充、高額介護サービス費限度額の引き下げについては、國の方針に沿って対応していきたい。

特定入所者介護サービス費の減免についても國の方針に沿って対応していきたい。

④要支援、要介護1の人に対する車いすや介護ベッドなど福祉用具の貸与について、一律的に取りあげず簡素な手続きで利用できるようにしてください。

【保険医療課回答】

医師の意見等により必要と認められる人のについては利用可能としている。

⑤地域包括支援センターについて

★ア. 地域包括支援センターは、住民が利用しやすい身近なところに配置し、介護予防のケアプランを立ててもらえない利用者を出さないために、人員配置を国基準の3人以上を確保してください。

イ. 介護予防のマネージメントだけでなく、権利擁護や地域包括支援のネットワークの形成、特に認知症や老人虐待、経済的事由などの困難事例は、サービス提供も含め市町村が責任をもっておこなってください。

ウ. 民間に地域包括支援センターを委託している市町村は、委託料を公的責任が果たせる

水準に引き上げてください。

【総合福祉会館回答】

介護ケアプランの作成については非常勤1名を配置し、ケアプランを作成できるよう体制の整備に努めている。また、介護予防や包括的支援事業(困難ケースの処遇も含め)にも取り組んでいる。

- ⑥介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービスが必要な人すべてにゆきわたるようにしてください。

【保険医療課回答】

町内に介護保険施設は整備されていないが、地域密着型のグループホーム・小規模多機能サービス事業所があり、在宅サービスの基盤はかなり充実している。

- ⑦人材確保と質の向上のために

- ア. ヘルパーやケアマネジャーの研修は、市町村の責任で実施してください。
イ. 介護労働者の処遇が適正におこなわれるよう、管轄の労働基準監督署や県労働局と協力・連携して事業所の講習や自治体として必要な施策を講じてください。

【総合福祉会館回答】

介護サービス提供者やケアマネジャーを対象に月に1回地域包括支援センターにて研修会等を実施している。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

- ①地域支援事業の財源は、一般財源を基本とし、介護保険からの支出は極力しないでください。

【保険医療課回答】

介護保険制度では、地域支援事業の財源は公費(国、県、市町村負担分)と保険料によりまかうことと決まっており、ご理解をお願いしたい。

- ②配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

【総合福祉会館回答】

配食サービスは、週1回土曜日に実施しているが、毎日実施することは財政上非常に厳しい状況である。会食会については、各地域でボランティア連絡協議会のふれあいサロンが適時開催されている。

- ③独居、高齢者世帯のゴミ出しの援助など生活支援の施策をすすめてください。

【総合福祉会館回答】

独居高齢者等の地域の中での生活上の支援は、ボランティア活動の一環として、地域の人々がお互いに支え合うネットワークを作り、現在、ゴミ出しなどの支援は行なっている。

- ④要支援、要介護の高齢者などの介護手当を引き上げ、所得や介護期間、介護度などの制限を設けず支給してください。

- ⑤住宅改修費への独自の助成制度を実施・増額してください。

- ★⑥介護予防は、高齢者が地域でいきいきと生活し、要介護状態にならないようにするために、敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援や宅老所、街角サロンなどの集まりの場への援助など多面的な施策を一般財源で実施してください。

【総合福祉会館回答】

一般財源での実施は、現在のところ考えていない。

2. 国の税制改正に伴う負担増の軽減措置について

- ★①公的年金等控除の縮小、老年者控除や定率減税の廃止など、国の税制改正に伴う国民健

康保険料(税)、介護保険料などの負担増を軽減する緊急対策を、国の施策に加えて市町村独自に実施してください。

【保険医療課回答】

現在のところ緊急対策の実施は考えていない。

- ②市町村独自の減免制度が、同様の理由で受けられなくなった人に対しては、引き続き受けられるようにしてください。

【保険医療課回答】

現在のところ実施は考えていない。

3. 高齢者医療の充実について

- ★①2008年4月から2割負担に引き上げられる70歳以上の高齢者の医療費負担を1割に据え置くために、医療費助成を実施してください。少なくとも、73歳・74歳の老人医療費助成制度対象者については、必ず1割分の助成を行ってください。

【保険医療課回答】

国の方針に沿って実施していきたい。また 73 歳・74 歳の医療費助成制度については、県単独の制度であるので、県の方針に沿って検討していきたい。

- ②福祉給付金制度の対象は、2008年4月から実施される後期高齢者医療制度の加入者も引き続き対象とともに、70歳からの高齢者についても、対象に加えてください。

【保険医療課回答】

県の方針に沿って検討していきたい。

- ★③後期高齢者医療対象者に対し、名古屋市国保並みの減免制度を設けるとともに、保険料滞納者に対する保険証の取り上げをしないでください。

【保険医療課回答】

後期高齢者医療は、広域連合が保険者であるので、広域連合の方針によると考えます。

4. 子育て支援について

- ★①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

【保険医療課回答】

小学校卒業までの入・通院について現物給付をしている。なお、県は福祉医療制度の見直しを進めており、その内容も考慮して検討していきたい。

- ★②妊産婦の無料健診制度は、産前は14回以上、産後は1回以上を無料にしてください。

【総合福祉会館回答】

妊産婦時期の健診については、現在、産婦人科で産前 2 回の無料健診と保健センターにおいて歯科健診を 1 回の計 3 回を実施しているが、回数を増やすことについては、厚生労働省の通知により検討中である。

- ③妊産婦医療費無料制度を新設してください。

【総合福祉会館回答】

妊産婦の医療費については、2 回の無料健診を実施していることと、妊婦の診療は自由診療であり制度新設する予定はない。

- ④就学援助制度を拡充し、申請の受付は学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。

【学校教育課回答】

役場学校教育課の窓口で受付している。

5. 国保の改善について

①制度の運用にあたっては、国民健康保険法第1条「社会保障及び国民保健の向上を目的とする」の立場でおこない、「相互扶助」「公平な負担」などの考え方を持ち込まないください。

【保険医療課回答】

国民健康保険法第1条で「社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」としているが、同条の冒頭で「国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び」といっている。

国民健康保険の健全な運営なくしては「社会保障及び国民保健の向上」にはつながらないと考えます。この点からも、やはり公平な負担、相互扶助の考えが必要と考えます。

★②保険料(税)について

- ア. 保険料(税)の引き上げをおこなわず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。
- イ. 就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。
- ウ. 前年所得が、生活保護基準の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。
- エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の9/10以下」にしてください。

【保険医療課回答】

国保税については、平成16年度に税率の改正を行い引き上げたが、平成17・平成18・19年度と3年間引き上げを見合せている。減免制度については、他市町村も参考にし基準等を定めていきたいと考えている。

★③保険料(税)滞納者への対応について

- ア. 資格証明書の発行をおこなわず、すべての被保険者に正規の保険証を無条件で交付してください。むやみに短期保険証の発行はおこなわず、払う意思があつて分納中の加入者には、正規の保険証を交付してください。
- イ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。
- ウ. 保険料(税)の滞納を理由に、高額療養費の「限度額適用認定証」の交付制限をおこなわないでください。

【保険医療課回答】

税負担の公平を図るため、国保税滞納者に納税指導を行うとともに短期保険証を発行している。

限度額適用認定証の発行については、國の方針に沿って実施していきたい。

④国民年金保険料の滞納を理由にした短期保険証の発行はおこなわないでください。

【保険医療課回答】

国民年金保険料の滞納による短期保険証の発行については、現在のところ考えていません。

⑤一部負担金の減免制度(国保法第44条)の案内チラシ、申請用紙などを役所窓口におくなど、制度を広く住民に周知してください。また、制度の規定がない場合は、規定をつくってください。

【保険医療課回答】

要綱の策定に向け、他の市町村と合同で検討中である。

⑥国保法第58条第2項に基づいて、傷病手当、出産手当制度を新設してください。

【保険医療課回答】

傷病手当については、疾病に伴う収入減少の形態が多様で、労働不能の観念が不明確などによること、また出産手当については、財政上の問題等により、両制度の新設については困難である。

6. 生活保護について

- ①生活保護の申請に対する締め付けをしないでください。

【福祉課回答】

受付窓口で却下せず、すべての申請は福祉事務所である海部事務所に進達しております。

7. 障害者施策の充実について

- ①4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃してください。

【福祉課回答】

独自の軽減制度は考えておりません。

- ②補装具の利用料負担軽減とともに、地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動センターの各利用料を総合した負担軽減策を講じてください。

【福祉課回答】

独自の軽減制度は考えておりません。

- ③移動支援の利用範囲を通学・通所・通勤に使えるようにしてください。また、利用時間上限を設げず、必要とする時間を支給してください。

【福祉課回答】

当町では利用制限も利用時間の制限もありません。

★④精神障害にある人を障害者医療費助成制度の対象にしてください。

- ⑤障害児に係わる福祉サービスの利用料、給食費などの負担をなくしてください。

【福祉課回答】

独自の軽減制度は考えておりません。

- ⑥学齢障害児(小学生～中高生)の児童デイサービスを含め、放課後・長期休暇中の支援体制をつくるください。また、余暇支援として移動支援などを充実してください。

【福祉課回答】

日中一時支援事業、移動支援事業を地域生活支援事業として平成18年10月1日から行っております。また、独自の軽減制度は現在のところ考えておりません。

- ⑦地域活動センター・小規模授産所への人件費補助を充実してください。

【福祉課回答】

小規模授産所はありません。

8. 健診事業について

- ★①特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託も実施してください。

【総合福祉会館回答】

がん健診については、個別、集団ともに一部負担金をお願いしているが、歯科健診については無料で実施している。なお、通年実施の予定はない。個別医療機関委託健診は実施している。

- ②歯周疾患検診および75歳以上の健診については、少なくとも現行水準を後退させることなく、年1回受けられるようしてください。

【総合福祉会館回答】

歯周疾患健診については、効率の良い健診を検討中である。なお、75歳以上の健診については、広域連合が主体である。

③子宮がん・乳がん検診を2年に1回としている市町村は、年1回にしてください。

【総合福祉会館回答】

子宮がん・乳がん検診は厚生労働省から検診の精度上指導を受け、2年に1回で実施しておりますが、前年の未受診者につきましては、希望された年度の受診を可能としています。

④前立腺がん検診を年1回受けられるようにしてください。

【総合福祉会館回答】

実施している。50歳以上の男性に対し、年1回受けられる体制はとっている。

【4】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してくらせる年金制度を確立してください。また、国民年金保険料滞納者に対し、短期保険証の発行など制裁措置をしないでください。
- ②後期高齢者医療制度の対象者が経済的状況にかかわらず、必要な医療が受けられるよう、国において十分な低所得者対策を講じてください。また、保健事業および葬祭費に十分な公費負担を導入してください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、保険料・利用料減免制度を国の制度として実施するなど負担の軽減と給付の改善をすすめてください。また、障害者自立支援法の利用者負担の軽減措置を拡充するとともに、施設・事業者に対する報酬単価を改善してください。
- ④子育て支援として就学前までの医療費無料制度の創設と妊娠婦の健診制度の補助金を復活・拡充してください。また、現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。
- ⑤消費税の引き上げは行わないでください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①2008年4月から2割負担に引き上げられる70歳以上の高齢者の医療費負担を1割に据え置くために、医療費助成を実施してください。少なくとも、73歳・74歳の老人医療費助成制度対象者については、必ず1割分の助成を行ってください。
- ②福祉給付金制度を70歳から実施し、支払方法を現物給付方式にしてください。
- ③後期高齢者医療対象者へ県としての減免制度を設けてください。
- ④子どもの医療費助成制度の対象を入院・通院とも中学校卒業まで拡大してください。
- ⑤削減した国民健康保険への県の補助金を元にもどし、増額してください。
- ⑥精神障害にある人を障害者医療費助成制度の対象にしてください。
- ⑦4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃するなどさらなる軽減策をとってください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①保険料は、高齢者の生活実態に即した保険料にしてください。
- ②低所得者に配慮し、必要な医療が安心して受けられる減免制度を設けてください。
- ③保険料を払えない人への保険証の取り上げをしないでください。
- ④健診を、今まで通り、希望者全員が受けられるようにしてください。
- ⑤県民および高齢者が参加できる運営協議会を設けてください。

【議会事務局回答】

陳情書の議長への提出については全議員に報告。請願書については、議会で採択された事項については国に対して意見書・要望書を提出する。